

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）

1. 「設置の趣旨等を記載した書類」の「2（2）『健康生活科学研究』への発展の必要性」において、「保健・医療を担う看護学専攻と福祉を担う社会福祉学専攻が融合し、新たに『健康生活科学』という学問領域を立ち上げ」とあるが、学問としての「健康生活科学」の定義については看護学と社会福祉学を融合させたものであるとの説明であり、具体的にどのような内容を対象とし、どのようなことを目的とするかが判然とせず、博士後期課程である本研究科において掲げる養成する人材像と整合したものであるかが判断できない。健康生活科学の定義について、看護学と社会福祉学との違いも含めて、説明するとともに、養成する人材像と整合していることを説明すること。  
（是正事項）・・・4

2. ディプロマ・ポリシー①及び②において、「看護学」「社会福祉学」に加え「医学」を掲げているが、審査意見1で指摘した「健康生活科学」や養成する人材像との整合性が不明確であるとともに、「医学・・・の発展に寄与する研究を自立（自律）して行える」能力や「医学・・・に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもつて質の高い教育を展開できる」能力を養成できるカリキュラムとなっているかについても疑義がある。このため、ディプロマ・ポリシーに「医学」を掲げることの妥当性を改めて説明するとともに、養成する人材像やカリキュラム・ポリシー、教育課程等が整合していることを合わせて説明し、必要に応じて適切に改めること。  
（是正事項）・・・9

3. 審査意見2のとおり、ディプロマ・ポリシーの妥当性に疑義があるため、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの妥当性を判断することもできないものの、以下の点について不明確であることから、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。  
（是正事項）・・・12

（1）カリキュラム・ポリシーが領域や科目群、科目区分の説明にとどまってお  
り、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのよ  
うな教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価する方針であるかが判然  
としない。

（2）（1）のとおり、カリキュラム・ポリシーが領域や科目群、科目区分の説明  
にとどまっているため、カリキュラム・ポリシーにおいて掲げる①～④のそれぞれ

の方針とディプロマ・ポリシーにおいて掲げる①～⑤のそれぞれの方針について整合しているか判断できない。また、ディプロマ・ポリシーのそれぞれの項目とカリキュラム・ポリシーのそれぞれの項目について、各授業科目との関係も不明確である。

(3) 審査意見1及び審査意見2を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの整合性について、図や表を用いる等により、対応関係や整合性が明確になるよう説明すること。

4. 審査意見3のとおり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの妥当性及び整合性に疑義があるため、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、適切に教育課程が編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。その説明に当たっては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び各授業科目との関係を示した図や表を活用して明確に示すこと。  
(是正事項)・・・17

5. 審査意見1から4への対応を踏まえ、本研究科が「健康生活科学」という学問領域を扱うに当たって、適切な関係分野の専門性を有する教員組織が適切に編成されていることを改めて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。  
(是正事項)・・・18

6. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。  
(是正事項)・・・19

7. 「本課程の管理運営は、看護福祉学研究科教授会が管理する。」とあるが、本研究科の管理運営を他の研究科の教授会が管理する趣旨が不明確であることから、説明するとともに必要に応じて適切に改めること。  
(改善事項)・・・20

8. 定員充足の根拠となる調査結果として、看護学専攻あるいは社会福祉学専攻を有する大学に対するニーズ調査を挙げているが、学生確保に向けた具体的な取組状況として、看護系受験生や看護職、現役学生への広報を行うとしているのみで、必ずしも社会福祉学に関する学生確保の見通しが十分であるか不明確があることから、社会福祉職への広報等、社会福祉学に関する学生確保に向けた具体的な取組状況について説明することが望ましい。  
(改善事項)・・・21

9. 本専攻の修了者に対する人材需要について、県内及び北陸3県の博士課程を設置する社会福祉系大学の状況を挙げているのみで、本専攻で養成した人材に係る社会的需要の見込みが具体的に示されていないことから、本専攻を修了した学生の人材需要について客観的根拠を示した上で明確に説明すること。 (是正事項)・・・23

(是正事項)

1. 「設置の趣旨等を記載した書類」の「2(2)『健康生活科学研究』への発展の必要性」において、「保健・医療を担う看護学専攻と福祉を担う社会福祉学専攻が融合し、新たに『健康生活科学』という学問領域を立ち上げ」とあるが、学問としての「健康生活科学」の定義については看護学と社会福祉学を融合させたものであるとの説明であり、具体的にどのような内容を対象とし、どのようなことを目的とするかが判然とせず、博士後期課程である本研究科において掲げる養成する人材像と整合したものであるかが判断できない。健康生活科学の定義について、看護学と社会福祉学との違いも含めて、説明するとともに、養成する人材像と整合していることを説明すること。

(対応)

本研究科博士後期課程において、新たに立ち上げようとする「健康生活科学」という学問の定義は、『Well-being (ウェルビーイング) の向上を探究する学問』である。Well-being とは「健康と幸福」のことで、心身と社会的な健康を意味する概念であり、満足した生活を送れている状態、幸福な状態、充実した状態などの多面的な幸せを表す概念である。

本文中(2 「健康生活科学研究」の意義 (2) 「健康生活科学研究」への発展の必要性)に以下のように説明した。

『健康生活課題の克服において、看護学は、「新生児から高齢者まで人間の発達段階にある全ての人や家族、地域、それぞれ固有の健康問題の理解やその援助、もしくは健康の維持、増進について研究する学問」であり、主に心身の健康面からアプローチを行っている。また、社会福祉学は、「乳幼児、児童、少年、障害者、女性、高齢者、経済的困窮者などに代表される社会的弱者の福祉の増進と権利の擁護、及びそのための援助の方法、技術、また行政政策、福祉を考えた社会的な基盤と構造を考える学問」であり、主に生活上の課題に視点を置いている。一方で、現在社会では、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。

そこで、本大学院の「健康生活科学」研究科博士後期課程では、保健・医療を担う看護学専攻と福祉を担う社会福祉学専攻が融合し、新たに「健康生活科学」という学問領域を立ち上げる。この「健康生活科学」という学問の定義は、「Well-being (ウェルビーイング) の向上を探究する学問」である。ちなみに、Well-being とは「健康と幸福」のことで、心身と社会的な健康を意味する概念であり、満足した生活を送れている状態、幸福な状態、充実した状態などの多面的な幸せを表す。看護学も社会福祉学も「ウェルビーイング」を達成するためには必要不可欠な学問ではあるが、さらに両者を融合させることで、

健康から生活までの課題を連続的に捉え課題解決を図ることができる。』

「健康生活科学研究」の研究対象（課題）については、本文中に以下のように、具体的に記載した。

『健康生活科学の研究対象は、看護学、社会福祉学、健康基礎科学、医学、公衆衛生学などを基盤として、保健・医療・福祉が連携し予防・改善の視点から健康の基礎研究、看護ケア・機器の開発、身体・メンタルヘルスへのアプローチ、エンドオブライフにおける意思決定まで幅広い。さらには、社会福祉行政・社会福祉政策・援助モデルや地域社会の構築の視点から、個人の持てる能力を最大限に引き出す(エンパワメント)を目指し、共生社会の実現に取り組む研究なども対象である。

具体的には、健康上の課題としてのフレイル、生活習慣病（高血圧、糖尿病）、がん、感染症、メンタルの不調、認知症等の患者の増加、同時に、生活上の課題としての失業・貧困、虐待・暴力、孤独・孤食、ダブルケア等の生活上の課題があげられる（下図参照）。たとえば、認知症を例に挙げると、健康上の問題であることはもとより、介護・ダブルケアなど家族・社会を巻き込んだ生活上の問題でもあり、健康と生活の両面からの視点が必須である。このように、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。この解決のためには、個人・世帯レベルから国・都道府県レベルまでの研究と対策が必要とされている。』

また、「健康生活科学研究」の養成する人材像は、「3. (2) 養成する人材像と既存学部・修士課程との関連」に述べるが、看護学と社会福祉学とを融合し、Well-being を向上させるために、多様なアプローチで研究できる人材であり、整合していることを示した。

本文中には、以下のように具体的に記載した。

『従って、本研究科博士後期課程において、養成する人材像の詳細は後に述べる（3-1(2) 養成する人材像と既存学部・修士課程との関連）が、看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引する専門職者であり、教育者であり、指導者であり、研究者であり、「Well-being（健康で幸福な生活）に向けた共生社会」を目指す人材である。』

以上の観点から、「設置の趣旨等を記載した書類」の「2(2)『健康生活科学研究』への発展の必要性」の部分をおり、変更（修正）した。

(新旧対照表)「設置の趣旨等を記載した書類」の「2(2)『健康生活科学研究』への発展の必要性」(7ページ)

新	旧
<p>(2)「健康生活科学研究」への発展の必要性</p> <p>現在、人口減少・超少子高齢社会対策や健康生活格差の是正が求められている。その根底には、様々な健康生活課題が存在する。</p> <p>健康生活課題の克服において、看護学は、「新生児から高齢者まで人間の発達段階にある全ての人や家族、地域、それぞれ固有の健康問題の理解やその援助、もしくは健康の維持、増進について研究する学問」であり、主に心身の健康面からアプローチを行っている。また、社会福祉学は、「乳幼児、児童、少年、障害者、女性、高齢者、経済的困窮者などに代表される社会的弱者の福祉の増進と権利の擁護、及びそのための援助の方法、技術、また行政政策、福祉を考えた社会的な基盤と構造を考える学問」であり、主に生活上の課題に視点を置いている。一方で、現在社会では、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。</p> <p>そこで、本大学院の「健康生活科学」研究科博士後期課程では、保健・医療を担う看護学専攻と福祉を担う社会福祉学専攻が融合し、新たに「健康生活科学」という学問領域を立ち上げる。この「健康生活科学」という学問の定義は、「Well-being (ウェルビーイング)の向上を探究する学問」である。ちなみに、Well-beingとは「健康と幸福」のことで、心身と社会的な健康を意味する概念であり、満足した生活を送</p>	<p>(2) 「健康生活科学研究」への発展の必要性</p> <p>現在、人口減少・超少子高齢社会対策や健康生活格差の是正が求められている。その根底には、様々な健康生活課題が存在する。具体的には、健康上の課題としてのフレイル、生活習慣病(高血圧、糖尿病)、がん、感染症、メンタルの不調、認知症等の患者の増加、同時に、生活上の課題としての失業・貧困、虐待・暴力、孤独・孤食、ダブルケア等の生活上の課題があげられる(下図参照)。たとえば、認知症を例に挙げると、健康上の問題であることはもとより、介護・ダブルケアなど家族・社会を巻き込んだ生活上の問題でもあり、健康と生活の両面からの視点が必須である。このように、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。この解決のためには、個人・世帯レベルから国・都道府県レベルまでの研究と対策が必要とされている。</p> <p>そこで、本研究科博士後期課程においては、保健・医療を担う看護学専攻と福祉を担う社会福祉学専攻が融合し、新たに「健康生活科学」という学問領域を立ち上げ、「共生社会を支える新たな思想と研究方法の新機軸」を強化・イノベーションをする。</p> <p>これらの健康生活課題に対しては、保健・医療から社会福祉までの領域横断的なアプローチが不可欠である。本大学院</p>

<p>れている状態、幸福な状態、充実した状態などの多面的な幸せを表す。看護学も社会福祉学も「ウェルビーイング」を達成するためには必要不可欠な学問ではあるが、さらに両者を融合させることで、健康から生活までの課題を連続的に捉え課題解決を図ることができる。</p> <p>健康生活科学の研究対象は、看護学、社会福祉学、健康基礎科学、医学、公衆衛生学などを基盤として、保健・医療・福祉が連携し予防・改善の視点から健康の基礎研究、看護ケア・機器の開発、身体・メンタルヘルスへのアプローチ、エンドオブライフにおける意思決定まで幅広い。さらには、社会福祉行政・社会福祉政策・援助モデルや地域社会の構築の視点から、個人の持てる能力を最大限に引き出す（エンパワメント）を目指し、共生社会の実現に取り組む研究なども対象である。</p> <p>具体的には、健康上の課題としてのフレイル、生活習慣病（高血圧、糖尿病）、がん、感染症、メンタルの不調、認知症等の患者の増加、同時に、生活上の課題としての失業・貧困、虐待・暴力、孤独・孤食、ダブルケア等の生活上の課題があげられる（下図参照）。たとえば、認知症を例に挙げると、健康上の問題であることはもとより、介護・ダブルケアなど家族・社会を巻き込んだ生活上の問題でもあり、健康と生活の両面からの視点が必須である。このように、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。この解決のためには、個人・世帯レベルから国・都道府県レベルまでの研究と対策が必要とされて</p>	<p>の「健康生活科学」研究科博士後期課程では、健康基礎科学、看護学、社会福祉学、医学、公衆衛生学などを基盤として、保健・医療・福祉が連携し予防・改善の視点から健康の基礎研究、看護ケア・機器の開発、身体・メンタルヘルスへのアプローチ、エンドオブライフにおける意思決定まで幅広いテーマで研究を推進する。さらには、社会福祉行政・社会福祉政策・援助モデルや地域社会の構築の視点から、個人の持てる能力を最大限に引き出す（エンパワメント）を目指し、共生社会の実現に取り組む研究を推進する。これにより福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引する人材の育成を行い、「Well-being（健康で幸福な生活）に向けた共生社会」を目指す。</p>
---	---

<p>いる。</p> <p>従って、本研究科博士後期課程において、養成する人材像の詳細は後に述べる（3-2）養成する人材像と既存学部・修士課程との関連）が、看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引する専門職者であり、教育者であり、指導者であり、研究者であり、「Well-being（健康と幸福）に向けた共生社会」を目指す人材である。</p>	
--	--



(是正事項)

2. ディプロマ・ポリシー①及び②において、「看護学」「社会福祉学」に加え「医学」を掲げているが、審査意見1で指摘した「健康生活科学」や養成する人材像との整合性が不明確であるとともに、「医学・・・の発展に寄与する研究を自立(自律)して行える」能力や「医学・・・に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもつて質の高い教育を展開できる」能力を養成できるカリキュラムとなっているかについても疑義がある。このため、ディプロマ・ポリシーに「医学」を掲げることの妥当性を改めて説明するとともに、養成する人材像やカリキュラム・ポリシー、教育課程等が整合していることを合わせて説明し、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本健康生活科学研究科において、Well-being を探究するために、看護学と社会福祉学とを融合した多様なアプローチで研究する人材を養成することを目的とする。具体的に研究対象となるのは、従来の看護学、社会福祉学の学問領域のみならず、学際的・包括的な領域を含むものであり、疾病の原因を探究し病気の治療を主とする「医学」は「健康生活科学」のごく一部のみであり適切でないため表現として用いず、保健・医療の基礎となる運動・食事・睡眠・フレイルなどを扱う「健康基礎科学」に変更した。また、これに伴い「設置の趣旨等を記載した書類」の「2(2)『健康生活科学研究』への発展の必要性」の部分挿入図(○健康と生活上の課題と目標)の「看護(医学・医療)」も「看護(保健・医療) 健康基礎科学」に修正した。

また、③④に関しては、授業科目との対応から、順番を入れ替えた。

なお、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」の表記については、本学の統一された表記法に従い、「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「アドミッションポリシー」と表記した。

以上の観点から次のとおり修正した。

(新旧対応表) ○ディプロマポリシー (27 ページ)

新	旧
①保健・医療・社会福祉の専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力を持ち、Well-being の向上に寄与する研究を	①保健・医療・社会福祉の専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力を持ち、医学・看護学・社会福祉学の発展に寄

<p>自立(自律)して行える。</p> <p>②生涯にわたり研鑽の必要な看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもつて質の高い教育を展開できる。</p> <p>③保健・医療・社会福祉が提供される場に関する多様な要因を把握して、保健・医療・社会福祉提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。</p> <p>④地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる。</p> <p>⑤保健・医療・社会福祉の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、属する組織や地域を超えて多職種と連携した研究活動を推進できる。</p>	<p>与する研究を自立(自律)して行える。</p> <p>②生涯にわたり研鑽の必要な医学・看護学・社会福祉学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもつて質の高い教育を展開できる。</p> <p>③地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる。</p> <p>④保健・医療・社会福祉が提供される場に関する多様な要因を把握して、保健・医療・社会福祉提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。</p> <p>⑤保健・医療・社会福祉の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、属する組織や地域を超えて多職種と連携した研究活動を推進できる。</p>
--	--

(新旧対応表) (2)養成する人材像と既存学部・修士課程との関連 (9ページ)

新	旧
<p>(2) 養成する人材像と既存学部・修士課程との関連</p> <p>本研究科博士後期課程は、高い倫理観と論理的思考力を持ち、Well-beingの向上に寄与する研究を自立(自律)して行える看護(保健・医療)・社会福祉の専門職者を養成する。また、看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、高度な専門的知</p>	<p>(2) 養成する人材像と既存学部・修士課程との関連</p> <p>本研究科博士後期課程は、多くの重要な健康や生活上の課題の解決に貢献することを使命とし、保健・医療・福祉を俯瞰的立場で牽引できる質の高い教育者、研究者、実践者、指導者を育成する。</p>

識・技術及び指導力をもつて質の高い教育が行なえる教育者も養成する。さらに、看護（保健・医療）・社会福祉の現場において、課題を見出し、解決していくための研究指導や政策立案ができる指導者でもある。そしてなにより、地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる研究者である。以上、Well-being の向上のために、多くの重要な健康や生活上の課題の解決に貢献することを使命とし、保健・医療・福祉を俯瞰的立場で牽引できる質の高い実践者、教育者、指導者、研究者を育成する。

そのために、学部や博士前期課程では、主に領域別に実践的な知識・技術を学修してきたのに対して、博士後期課程では、必要な専門的知識と実践をさらに領域横断的に統合し、研究と教育を行う。その結果、福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引するためのより高度な専門人材を養うことを目的とする。

本学の既設の学部（学士）・博士前期（修士）との関係は、以下の図の通りであるが、他大学からの保健・医療、福祉に関わる様々な専門領域で学んだ多様な学生を広く受け入れる。

そのために、学部や博士前期課程では、主に領域別に実践的な知識・技術を学修してきたのに対して、博士後期課程では、必要な専門的知識と実践をさらに領域横断的に統合し、研究と教育を行う。その結果、福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引するためのより高度な専門人材を養うことを目的とする。

本学の既設の学部（学士）・博士前期（修士）との関係は、以下の図の通りであるが、他大学からの保健・医療、福祉に関わる様々な専門領域で学んだ多様な学生を広く受け入れる。

(是正事項)

3. 審査意見2のとおり、ディプロマ・ポリシーの妥当性に疑義があるため、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの妥当性を判断することもできないものの、以下の点について不明確であることから、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1)カリキュラム・ポリシーが領域や科目群、科目区分の説明にとどまっており、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価する方針であるかが判然としない。

(2) (1)のとおり、カリキュラム・ポリシーが領域や科目群、科目区分の説明にとどまっているため、カリキュラム・ポリシーにおいて掲げる①～④のそれぞれの方針とディプロマ・ポリシーにおいて掲げる①～⑤のそれぞれの方針について整合しているか判断できない。また、ディプロマ・ポリシーのそれぞれの項目とカリキュラム・ポリシーのそれぞれの項目について、各授業科目との関係も不明確である。

(3) 審査意見1及び審査意見2を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、各授業科目、アドミッション・ポリシーの整合性について、図や表を用いる等により、対応関係や整合性が明確になるよう説明すること。

それぞれの審査意見への対応を以下に記載する。

3- (1) カリキュラム・ポリシーが領域や科目群、科目区分の説明にとどまっており、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価する方針であるかが判然としない。

(対応)

カリキュラムポリシーをディプロマポリシーの達成のための教育内容・方法が分かるように、修正した。また、学修成果の評価は、筆記試験、口頭試問、レポート提出、出席、授業中での質問に対する回答など、科目ごとに評価の方法は異なると考えられることから、シラバスに評価方法を明示することをカリキュラムポリシーとしてあげた。

領域や科目群、科目区分の説明は、「2. 教育課程編成の考え方」に明示した。

(新旧対応表) ○カリキュラムポリシー (13ページ)

新	旧
<p>①Well-being の向上に貢献する保健・医療・社会福祉の専門職者に必要な基礎的・倫理的な素養を寛容するために、「健康生活科学特論」「研究倫理特論」を必修の共通科目として設定する。</p> <p>②健康基礎科学領域あるいは健康生活探求領域の基盤となる理論と知識を学修し、健康生活科学の教育指導が展開できるよう「健康科学特論」「健康福祉学特論」を専門科目として設定する。</p> <p>③保健・医療・社会福祉が提供される場における多様な課題を見出し、解決していくための研究方法について演習(ゼミ)形式で追及し、学位論文への取り組みに導くよう(リサーチワークへ繋がるよう)健康基礎科学領域では、「看護実践開発演習」「健康バイオマーカー演習」を、健康生活探求領域では、「保健医療福祉演習」「地域包括ケア演習」を設定する。</p> <p>④学位論文の研究に多様な視点で計画的に取り組むために、専門科目と「特別研究科目」を設定する。</p> <p>⑤学修成果の評価は、科目毎に成績評価の方法を設定し、シラバスに明示する。</p>	<p>①博士後期課程における健康生活科学の専門領域は、人々の健康・生活上の課題を領域横断的に統合して探究する「健康生活探究領域」と、健康上の諸課題の解決に役立つバイオマーカーや看護実践の開発を目指す「健康基礎科学領域」の2領域とする。</p> <p>②教育課程は、健康生活科学研究の基盤的知識を養う「共通科目」、専門領域の特別研究につながる「専門科目」、博士論文を完成させる「特別研究科目」の3つの科目群で構成する。</p> <p>③「共通科目」としては、健康生活科学を俯瞰的に理解するための「健康生活科学特論」と研究遂行にあたって順守すべき「研究論理」とを設置する。</p> <p>④「専門科目」の特論科目と演習科目を体系的に履修するコースワークが、「特別研究科目」のリサーチワークに統合するように科目を配置する。</p>

(新旧対応表) 2. 教育課程編成の考え方 (13ページ)

新	旧
<p>2 教育課程編成の考え方</p> <p>博士後期課程では、修士課程までに学修する看護学、社会福祉学、その他の医療系・行政系分野の深い学識をもって、新たな健康生活科学に統合・発展できる人材育成を目的とする。健康生活科学の専門領域は、人々の健康・生活上の課題を領域横断的に統合して探究する「健康生活探究領域」と、健康上の諸課題の解決に役立つバイオマーカーや看護実践の開発を目指す「健康基礎科学領域」の2領域とし、教育課程は、健康生活科学研究の基盤的知識を養う「共通科目」、専門領域の特別研究につながる「専門科目」、博士論文を完成させる「特別研究科目」の3つの科目群で構成する。</p> <p>そのための科目構成区分として、健康生活科学研究の基盤となる「共通科目」を必修科目として設けた。「共通科目」としては、健康生活科学を俯瞰的に理解するための「健康生活科学特論」と研究遂行にあたって順守すべき「研究論理」とを設置する。</p> <p>さらに、「専門科目」の特論科目と演習科目を体系的に履修するコースワークが、「特別研究科目」の研究ワークに統合できるカリキュラム編成とした。特に演習科目では、教育者・組織のリーダー育成を意図して、複数の教員・学生との議論の機会を設けた。</p>	<p>2 教育課程編成の考え方</p> <p>博士後期課程では、修士課程までに学修する看護学、社会福祉学、その他の医療系・行政系分野の深い学識をもって、新たな健康生活科学に統合・発展できる人材育成を目的とする。</p> <p>そのための科目構成区分として、健康生活科学研究の基盤となる「共通科目」を必修科目として設けた。さらに、各領域に特論科目と演習科目を配置し、これらのコースワークが通年で継続的に展開する特別研究の研究ワークに統合できるカリキュラム編成とした。特に演習科目では、教育者・組織のリーダー育成を意図して、複数の教員・学生との議論の機会を設けた。</p>

3- (2) (1) のとおり、カリキュラム・ポリシーが領域や科目群、科目区分の説明にとどまっているため、カリキュラム・ポリシーにおいて掲げる①～④のそれぞれの方針とディプロマ・ポリシーにおいて掲げる①～⑤のそれぞれの方針について整合しているか判断できない。また、ディプロマ・ポリシーのそれぞれの項目とカリキュラム・ポリシーのそれぞれの項目について、各授業科目との関係も不明確である。

3- (3) 審査意見1及び審査意見2を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの整合性について、図や表を用いる等により、対応関係や整合性が明確になるよう説明すること。

(対応)

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの整合性について、対応関係や整合性が明確になるよう本文中に下の表に示した。

第4 5 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの対応 (20ページ)

ディプロマポリシー	カリキュラムポリシー	各授業科目	アドミッションポリシー
①保健・医療・社会福祉の専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力を持ち、Well-beingの向上に寄与する研究を自立(自律)して行える。	①Well-beingの向上に貢献する保健・医療・社会福祉の専門職者に必要な基礎的・倫理的な素養を寛容するために、「健康生活科学特論」「研究倫理特論」を必修の共通科目として設定する。	共通科目： 健康生活科学特論 研究倫理特論 (詳細はシラバスに記載。以下同様)	①社会の Well-beingを向上し、地域の保健・医療・福祉活動に貢献したい人
②生涯にわたり研鑽の必要な看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもつて質の高い教育を展開できる。	②健康基礎科学領域あるいは健康生活探求領域の基盤となる理論と知識を学修し、健康生活科学の教育指導が展開できるよう「健康科学特論」「健康福祉学特論」を専門	専門科目： [健康基礎科学領域] 健康科学特論  専門科目： [健康生活探求領域] 健康福祉学特論	②実践現場の課題対策に使命感を持ち、論理的に探究し研究成果を社会実装に繋げたい人

	科目として設定する。		
③保健・医療・社会福祉が提供される場に関する多様な要因を把握して、保健・医療・社会福祉提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。	③保健・医療・社会福祉が提供される場における多様な課題を見出し、解決していくための研究方法について演習（ゼミ）形式で追及し、学位論文への取り組みに導くよう（リサーチワークへ	専門科目： [健康基礎科学領域] 看護実践開発演習 健康バイオマーカー演習	
④地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる。	繋がるよう）健康基礎科学領域では、「看護実践開発演習」「健康バイオマーカー演習」を、健康生活探求領域では、「保健医療福祉演習」「地域包括ケア演習」を設定する。	専門科目： [健康生活探求領域] 保健医療福祉演習 地域包括ケア演習	
⑤保健・医療・社会福祉の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、属する組織や地域を超えて多職種と連携した研究活動を推進できる。	④学位論文の研究に多様な視点で計画的に取り組むために、専門科目と「特別研究科目」を設定する。 ⑤学修成果の評価は、科目毎に成績評価の方法を設定し、シラバスに明示する。	特別研究科目： 健康基礎科学特別研究 健康生活探求特別研究	③専門的知識と実践力の向上と変革に貢献する独創的な研究に取り組む意欲のある人



(是正事項)

4. 審査意見3のとおり、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの妥当性及び整合性に疑義があるため、適切なディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、適切に教育課程が編成されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。その説明に当たっては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び各授業科目との関係を示した図や表を活用して明確に示すこと。

(対応)

審査意見1, 2, 3への対応で述べてきたように、カリキュラムポリシーが、ディプロマポリシーを達成するための妥当性・整合性を有する教育課程であることを明示した。また、その妥当性・整合性を示すために授業科目との対応表を示した。

(新旧対応表) 1. カリキュラムポリシー (教育課程の編成方針) (13ページ)

新	旧
<p>1 カリキュラムポリシー (教育課程の編成方針)</p> <p>本大学院博士後期課程健康生活科学研究科は、人々の健康と生活に深い関心と学識を有し、自律した研究活動を行える人材を育成する教育課程が求められる。本教育課程では、本研究科のディプロマポリシーを達成するため、以下の5項目を教育課程の編成方針(CP;カリキュラムポリシー)として定め、体系的で適切な教育課程を編成する。</p>	<p>1 カリキュラムポリシー (教育課程の編成方針)</p> <p>本大学院博士後期課程健康生活科学研究科は、人々の健康と生活に深い関心と学識を有し、自律した研究活動を行える人材を育成する教育課程が求められる。本教育課程では、上述した教育目的、教育目標を実現するため、以下の4項目を教育課程の編成方針(CP;カリキュラムポリシー)として定め、体系的で適切な教育課程を編成する。</p>

(是正事項)

5. 審査意見1から4への対応を踏まえ、本研究科が「健康生活科学」という学問領域を扱うに当たって、適切な関係分野の専門性を有する教員組織が適切に編成されていることを改めて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

指導に従い、教員組成に関しては、科目担当にふさわしい形に変更した（資料：別紙様式第2号授業科目の概要、別紙様式第3号教員名簿、シラバス参照）。また、担当科目の一部を、他の同科目担当教員によって兼任・兼担する形に変更した。社会福祉系の博士論文の作成のため、社会福祉系の准教授（教員名簿⑥；職位准教授として審査済み、「保健医療福祉演習」担当可と審査済）を「健康生活探究特別研究」の科目担当に追加した。また、看護系の准教授（教員名簿③；職位准教授として審査済み、それぞれ、「看護実践開発演習」担当可と審査済）を「健康基礎科学特別研究」の科目担当に追加した。これによって、博士論文の作成のための「健康基礎科学特別研究」に8名の教員（看護系4名、健康基礎科学系4名）、「健康生活探究特別研究」に6名の教員（看護系2名、社会福祉学系2名、健康基礎科学系2名）を配置し、適切な関連分野を有する教員を担当させる。同様に、共通科目および専門科目（特論と演習）においても、看護系、社会福祉系、健康基礎科学系の教員の専門性を考慮して適切に配置した。

以下に科目と担当教員専門性の表を参考までに提示する。

科目	教員専門性（重複あり）			
	看護系教員	社会福祉系教員	健康基礎科学系	その他
共通科目				
健康生活科学特論	1	1	2	
研究倫理特論	2		1	
専門科目（特論）				
健康科学特論	2		2	1（兼任；人間工学）
健康福祉学特論	2	1	2	
専門科目（演習）				
看護実践開発演習	3			1（兼任；看護）
保健医療福祉演習	2	2	2	
地域包括ケア演習	2	1		
健康バイオマーカー演習			4	
特別研究				
健康基礎科学特別研究	4		4	
健康生活探究特別研究	2	2	2	

(是正事項)

6. 研究指導補助教員数について、大学院設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。

(対応)

研究指導教員・研究指導補助教員として教授13名を申請したが、そのうち専任教員資格審査において職位不適格 2名、特別研究科目不適格 1名により、研究指導教員・研究指導補助教員数が10名 (Dマル合 9名、D合 1名) となったことから、大学院設置基準の教員12名を満たしていないため、職位不適格教員 2名 (教員名簿②、④) の職位を准教授として再判定する。さらに、2名の准教授 (教員名簿③、⑥; 職位准教授として審査済み、それぞれ、「看護実践開発演習」および「保健医療福祉演習」担当可と審査済) をそれぞれ「健康基礎科学特別研究」、「健康生活探究特別研究」の科目担当に追加する。これに伴い、准教授2名 (教員名簿⑦, ⑧) の研究指導補助教員 (「健康基礎科学特別研究」、「健康生活探究特別研究」の科目担当) のD合の追加判定を希望する。

以上に伴い、職位の構成を、教授が10人、准教授 5人、講師 1人、助教 1人 (60歳代が 6人、50歳代が 5人、40歳代が 6人) に変更した (第 4 教員組織の編成の考え方及び特色 1 教員配置の考え方、3 適切な年齢構成の説明、4 教員研究の柱となる領域と「専任教員一覧」の整合性の説明)。

(改善事項)

7. 「本課程の管理運営は、看護福祉学研究科教授会が管理する。」とあるが、本研究科の管理運営を他の研究科の教授会が管理する趣旨が不明確であることから、説明するとともに必要に応じて適切に改めること。

(対応)

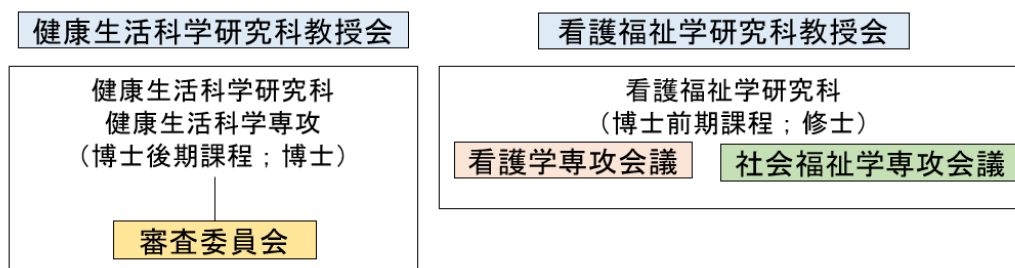
指導に従い、今回申請した「健康生活科学研究科教授会（博士）」と既存の「看護福祉学研究科教授会（看護学専攻・社会福祉学専攻；修士）」を下記の改定案のように別組織として独立して運営管理することとした。それに伴い、「健康生活科学研究科教授会（博士）」の学位審査にあたっては、審査委員会を設けて運営する。

これに伴い、「健康生活科学研究科会議」（研究科会議）を、「健康生活科学研究科教授会」（研究科教授会）に変更した（第5 履修指導、研究指導の方法及び修了要件、第11 管理運営体制；参考資料15 健康生活科学研究科 博士論文研究指導スケジュール（1～3年の場合）（案）、16 健康生活科学研究科 博士論文研究指導スケジュール（1～6年の場合）（案）、28 博士論文作成指導・審査の手引き（案）、29 福井県立大学大学院健康生活科学研究科博士学位論文審査細則（案））。

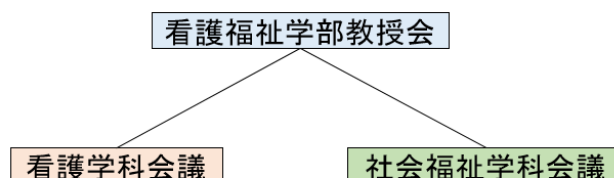
参考資料⑭

### 教授会構成（改定案）

【大学院】



【学部】



(改善事項)

8. 定員充足の根拠となる調査結果として、看護学専攻あるいは社会福祉学専攻を有する大学に対するニーズ調査を挙げているが、学生確保に向けた具体的な取組状況として、看護系受験生や看護職、現役学生への広報を行うとしているのみで、必ずしも社会福祉学に関する学生確保の見通しが十分であるか不明確があることから、社会福祉職への広報等、社会福祉学に関する学生確保に向けた具体的な取組状況について説明することが望ましい。

(対応)

看護系だけでなく社会福祉系への広報等についても同様に行うことから、社会福祉系受験生および社会福祉職などを追記する。

(新旧対応表) 学生確保の見通し(学生の確保の見通し等を記載した書類 3 ページ)

新	旧
<p>(5) 学生確保に向けた具体的な取組状況 ア 不特定対象者及び看護系および社会福祉系受験生への広報の方法 報道機関への資料提供等を行い、広く県民に博士後期課程設置について周知する。 本学にて開催されるオープンキャンパス(7月と8月の年2回)にて、リーフレット配布を行い、大学院受験相談窓口を設け、大学院担当教職員などが対応する。また本学ホームページにより情報を積極的に発信する。また電話やホームページ上にて相談窓口を設置し、その質問に対する回答を行う。</p> <p>イ 看護職・社会福祉職への広報 県内の病院、保健施設、行政機関などへリーフレットを配布し、随時説明会を予定している。また本学の看護福祉学部が開催している就職説明会において、その説明会に参加する病院・保健施設担当</p>	<p>(5) 学生確保に向けた具体的な取組状況 ア 不特定対象者及び看護系受験生への広報の方法 報道機関への資料提供等を行い、広く県民に博士後期課程設置について周知する。 本学にて開催されるオープンキャンパス(7月と8月の年2回)にて、リーフレット配布を行い、大学院受験相談窓口を設け、大学院担当教職員などが対応する。また本学ホームページにより情報を積極的に発信する。また電話やホームページ上にて相談窓口を設置し、その質問に対する回答を行う。</p> <p>イ 看護職への広報 県内の病院、保健施設、行政機関などへリーフレットを配布し、随時説明会を予定している。また本学の看護学部が開催している就職説明会において、その説明会に参加する病院・保健施設担当者</p>

<p>者に対し、リーフレットを配布し、説明を行う。</p> <p>ウ 現役学生への広報</p> <p>看護学専攻および社会福祉学専攻の修士課程、並びに、看護学および社会福祉学の学部生に対して、入学時・在校生ガイダンス及びオープンキャンパス開催時に、博士後期課程の入学説明について案内リーフレットを配布し口頭説明を行うことを予定している。さらに、修士課程の指導教員から指導院生に対して個別に説明をする予定である。</p>	<p>対し、リーフレットを配布し、説明を行う。</p> <p>ウ 現役学生への広報</p> <p>修士課程並びに学部生に対して、入学時・在校生ガイダンス及びオープンキャンパス開催時に、博士後期課程の入学説明について案内リーフレットを配布し口頭説明を行うことを予定している。さらに、修士課程の指導教員から指導院生に対して個別に説明をする予定である。</p>
---	---

(是正事項)

9. 本専攻の修了者に対する人材需要について、県内及び北陸3県の博士課程を設置する社会福祉系大学の状況を挙げているのみで、本専攻で養成した人材に係る社会的需要の見込みが具体的に示されていないことから、本専攻を修了した学生の人材需要について客観的根拠を示した上で明確に説明すること。

(対応)

県内及び北陸3県の博士課程を設置する社会福祉系大学の状況を挙げたが、看護系に関しては以下のとおりである。

独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベースによる求人公募の調査(令和4年6月末現在)において、博士号又は博士号に準じる研究業績を有する教員(教授・准教授・講師・助教)の募集状況(資料6:技術振興機構の研究者人材データベースによる求人状況)では、看護系大学275校のうち105校(38.2%)が教員公募をしており、応募資格として博士の学位を求めているのが、職位および専門領域の重複があるものの84件(80.0%)に及び、修士以上では、160件(152.4%)に上った。

本県の近隣地区で博士号に準じる研究業績を有する教員(教授・准教授)の公募状況は、福井県内 1件、石川県 1件、岐阜県 5件、京都府 4件の求人がされており、博士号取得者のニーズは十分にある。

また、福井県看護協会から要望書が提出されており、これからの地域医療を牽引する看護と社会福祉の両方の知識・技術を備えた指導者が求められている。

さらに、社会福祉法の一部が平成30年4月1日に改正されているが、主な改正内容として、「住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」や「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」が挙げられている。人・分野・世代を超えた包括的な地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められている中、看護学領域および社会福祉学領域の両方を兼ね備えた人材需要は十分にある。

(新旧対応表) 学生確保の見通し (学生の確保の見通し等を記載した書類4ページ)

新	旧
(3) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠 独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベースによる求人公募の調	(追加)

査（令和4年6月末現在）において、博士号又は博士号に準じる研究業績を有する教員（教授・准教授・講師・助教）の募集状況（資料6：技術振興機構の研究者人材データベースによる求人状況）では、看護系大学275校のうち105校（38.2%）が教員公募をしており、応募資格として博士の学位を求めているのが、職位および専門領域の重複があるものの84件（80.0%）に及び、修士以上では、160件（152.4%）に上った。

本県の近隣地区で博士号に準じる研究業績を有する教員（教授・准教授）の公募状況は、福井県内1件、石川県1件、岐阜県5件、京都府4件の求人がされており、博士号取得者のニーズは十分にある。

また、福井県看護協会から要望書が提出されており、これからの地域医療を牽引する看護と社会福祉の両方の知識・技術を備えた指導者が求められている。

さらに、社会福祉法の一部が平成30年4月1日に改正されているが、主な改正内容として、「住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」や「多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築」が挙げられている。人・分野・世代を超えた包括的な地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められている中、看護学領域および社会福祉学領域の両方を兼ね備えた人材需要は十分にある。